

## 地下水質常時監視の継続監視調査における自然由来汚染地点の取扱いについて

## 【概要】

自然由来の地下水汚染については、長期的に一定濃度の検出が想定されることから、平成31年1月の水質部会において、自然由来汚染に係る継続監視を続けることについての課題が示された。

これを受けて、自然由来汚染と判断できる継続監視調査地点については、令和2年度から3年おきのローリング調査へ移行することとした。

さらに、今年度はより効率的な常時監視を実施するため、自然由来汚染に係る継続監視の終了に関する考え方について検討する。

なお、終了の検討については、環境省の事務処理基準等の内容と、地域や調査地点の実情を踏まえた上で行う。

## 【考え方】

環境省の事務処理基準では、自然由来と判断される汚染については「継続監視調査を終了することができる」とされていることから、対象地点の汚染が自然由来であること、かつ、下記終了要件に該当すると判断される場合は、周辺地区調査等を実施せず、継続監視調査を終了することとする。

## ① 汚染が自然由来であることの判断

- ・判断は、原則として環境省の事務処理基準及び地下水質モニタリングの手引きを基に実施。
- ・人的由来の可能性については、調査地点及びその周辺で過去から現在までに測定項目の使用履歴がないことを以下のとおり確認する。
  - －調査地点：航空写真、住宅地図又は過去の地歴調査を用いて地歴を確認。
  - －調査地点周辺：確認対象範囲は調査地点を中心として測定項目毎に半径 80～500m で設定し、以下届出等から状況を確認。
    - 1) 廃止を含む水質関係の届出（水濁法、内海法、府条例）※
    - 2) PRTR 制度の届出（直近年度）
    - 3) 土壤汚染対策法、廃棄物処理法※の指定区域
    - 4) 廃棄物の不適正処理の有無
 ※水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法、大阪府生活環境の保全等に関する条例、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の略称。

## ② 継続監視の終了対象地点の判断

- ・環境省の事務処理基準等には、自然由来の汚染と判断される場合の詳細な終了要件について定めがないため、要件を以下のとおり設定する。
- ・終了要件は、以下のとおりとする。
  - －現在使用していない井戸（未使用井戸）であること。
  - －現在使用中の井戸については、作物を経由して有害物質が経口摂取される可能性も否定できないことから、使用用途が田畑への散水等ではなく、概況調査対象メッシュ外の井戸、又は調査を行った直近5年の検出濃度が上昇傾向にない井戸であること。

## 【終了後の同地区内での常時監視について】

- ・事業場由来の汚染が今後発見される可能性も否定できないことから、概況調査では基本どおり全28項目を測定対象とする。